

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和5年7月4日（火）		
視察先	大阪府堺市		
視察委員	秋 家 聡 明 委員長 秋 本 とよえ 理事 安西 まさのぶ 委員 下山 しんいち 委員	米 山 真 吾 副委員長 小 山 たつや 理事 梅沢 とよかず 委員 かわごえ 誠一 委員	峯 岸 良 至 議長 中 村 しんご 理事 清水 こういち 委員

調査項目	議会運営及び議会改革について
事業概要	堺市では、地方分権時代にふさわしい議会の在り方について協議し、議会機能の強化及び活性化を図るため、議会力向上会議を設置している。この会議の中で、平成25年に議会基本条例を制定、検証を続けている。ほかに、議員の倫理に関する条例の見直し、委員会のオンライン開催の規定整備、ペーパーレス化の推進など多岐にわたり協議を重ね改革を進めている。
視察内容	<p>(1) 議会基本条例 平成23年7月、第2回議会力向上会議において、議会力向上のための議会の権能に関する項目を協議。その中で条例について検討すべきとの意見が出された。同年11月、議会基本条例策定のための作業部会を設置。同12年、パブリックコメント、意見聴取会を開催し市民の意見を取り入れ、同年3月議会提案、議決、4月1日施行となった。</p> <p>(2) 議会力向上会議 平成23年6月、議会改革推進組織として設置。主な取組実績は、議会基本条例の制定、議会報告会の開催、議案質疑の充実、委員間討議の実施 など</p> <p>(3) 議員の倫理に関する条例 議員及び市長の資産や所得の状況を報告・審査・公開すること等により、議員や市長がその権限や地位の影響を不正に行行使することを防ぎ、市政に対する市民の信頼を確保することについて定めた議員及び市長の倫理に関する条例を制定（全国初）。条例は、資産等報告書等の提出・議員及び市長の倫理に関する調査会の設置・市民の調査請求権・収賄罪等宣告後における釈明・虚偽報告等の広報などからなる。</p> <p>(4) 委員会のオンライン開催 議会運営等に関する運用申し合わせとして、対象となる委員会・委員の責務・表決の方法等を定めている。また、オンラインによる委員会出席の手引きを作成し、出席の申請方法や情報セキュリティ対策などを示している。継続的に議会力向上会議で協議を進めている。</p> <p>(5) ペーパーレス化の推進 議会ICT化の取組として、クラウド型情報共有システムを導入。本会議・委員会等の質問通告書や会議資料、政務活動費の収支報告書等の様式、執行部からの議案書・報告事項等提供資料をデータ化し、各議員が所有するスマートフォンやタブレット等から閲覧・收受できるようにしており、迅速な情報共有が可能となった。</p>
主な質疑内容	<p>(問) 議会基本条例案の市民意見について伺う。 (答) 様々ご意見をいただいた。中には前文に記述されている倫理条例の記載方法などがあった。パブリックコメントの実施とともに、意見聴取会を開催し、その場で市民の意見に直接議員が答えるといったこともあった。</p> <p>(問) 倫理条例の調査会と100条委員会との関係を伺う。 (答) 直接連動しているわけではなく、調査会か100条委員会かはケースによる。</p> <p>(問) 委員会のオンライン出席の進捗度を伺う。 (答) 新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、委員会条例を改正、事前に委員長に申請することでオンライン出席を可とした。育児・介護等の部分で認めていくかは議会力向上会議で協議していく。</p> <p>(問) 議会図書室を充実強化するための予算付けについて伺う。 (答) 予算の増額は難しいが（質を）落とさないように維持しており、会計年度任用職員を1人配置し、司書資格を生かしていただいている。</p>

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和5年7月5日（水）		
視察先	兵庫県姫路市		
視察委員	秋 家 聡 明 委員長 秋 本 とよえ 理事 安西 まさのぶ 委員 下山 しんいち 委員	米 山 真 吾 副委員長 小 山 たつや 理事 梅 沢 とよかず 委員 かわごえ 誠一 委員	峯 岸 良 至 議長 中 村 しんご 理事 清 水 こういち 委員

調査項目	議会運営及び議会改革について		
事業概要	<p>姫路市では、議会改革の取組として、平成23年、議会基本条例を、平成24年には市議会議員政治倫理条例を制定した。また、議会改革協議会を設置し、主に費用弁償・政務活動費などについて協議。令和元年に全議員に配付したタブレット端末の活用や、議会棟のセキュリティ改善について継続的に取組を進めている。</p>		
視察内容	<p>(1) 議会基本条例・議員政治倫理条例 平成22年第2回定例会において、議会基本条例策定特別委員会を設置。同会は、平成23年3月までの間、行政視察を含め合計12回開催。条例案等を作成するとともに、議員の政治倫理については別条例で制定すべきとの結論に至った。平成23年第1回定例会において中間報告がなされた。改選後の臨時会において、議会基本・倫理条例策定特別委員会が新たに設置され、平成23年第3回定例会で議案を提出、議決を経て同年10月6日に施行された。議員政治倫理条例は24年6月施行。</p> <p>(2) 議会改革協議会 議長からの諮問事項として費用弁償・政務活動費・旅費が挙げられ、主にこれらについて協議を行った。これとは別に、各会派から出された議会改革全般の検討項目について、優先順位を付けて協議を行った。平成27年12月に議長へ第1次答申を、令和5年5月には最終答申を行った。主な検討結果は、議事堂からの距離の区分による一律の費用弁償を廃止、政務活動費の支出書の閲覧制度導入、視察旅費の実費精算、議会棟のセキュリティ改善など。</p> <p>(3) タブレット端末の活用 平成31年度からタブレット端末と文書共有システムを入れた。導入に向けて必要な事項を検討するため議員による調査検討プロジェクトチームを立ち上げ、運用・ルールなどの取り決めを決めた。議員に配付する資料は電子化。会議出席者への通知機能を利用。他に、議員ポスト・電子図書室などの機能がある。</p> <p>(4) 議会棟のセキュリティ改善 平成28年、カードキーの運用を開始。防犯カメラの増設、警備員増員による警備強化 など</p>		
主な質疑内容	<p>(問) 議会改革協議会の検討結果のうち、費用弁償について、一律支給から1キロメートル当たり37円の支給とした理由は。</p> <p>(答) 国の交通費の考え方がベースになっており、ガソリン代相当と思われる。</p> <p>(問) どの程度金額が削減されたのか。</p> <p>(答) 平成27年度と28年度の決算比較で、約1200万円の削減となった。</p> <p>(問) タブレット端末の調達とアプリケーションソフトの導入例について伺う。</p> <p>(答) タブレット端末は議長が貸与するとしている。今あるアプリでカバーしきれないということであれば、会派からの申し出により議会運営委員会で導入の可否を決定している。</p> <p>(問) カードキーについて、入退室の履歴は取れるのか。</p> <p>(答) 抽出できる。</p> <p>(問) 安全確保の反面、市民が議会棟に入る敷居を高めることになるのではないか。</p> <p>(答) 一定の手続きのもと、ご理解いただき入っていただいている。特段ご意見はない。</p>		